

## 第10章 EUのしくみ

### EU条約の改正

2009年12月にリスボン条約が発効し、EU条約が改正された後は、EU条約第48条2項の「通常改正手続き（Ordinary Revision Procedure）」に基づく条約改正は行われていないので、EUのしくみに本質的な変更はない。しかし、いくつかの細かな変更は行われている。

2013年7月のクロアチアのEU加盟にともなって構成国数が28（EU28）となり、構成国の1増に対応する理事会や欧州議会の特定多数決や議席配分等の変更が行われた。

また、本書の206ページ以降の説明にあるように、2014年10月以降、特定多数決の採決方法が経過措置期間を終えて変更になっている。つまり、理事会における特定多数決はシンプルになり、一国一票、構成国数の55%以上（28構成国の場合は16票以上）で、かつ賛成した国の人口の合計がEUの人口の65%を超えると多数決が成立する。

「通常改正手続き」による条約改正は行われていないが、EU条約第48条6項に規定されている「簡易改正手続き」は利用された。

簡易改正手続きは、EU条約第48条6項ではEU機能条約第3部のEUの域内政策における改正を対象としている。EU条約第48条7項がEU機能条約やEU条約第5編（対外関係、共通外交・安全保障政策領域）で規定している理事会の全会一致による決定を特定多数決に変更する場合に関する規定である。

「簡易改正手続き」によってEUの権限を拡大するようなことはできないので（その場合は「通常改正手続き」が必須）、EU条約に規定された枠内の政策を遂行するのに必要な改正のみが認められている。また、「簡易改正手続き」による改正でも、理事会の全会一致による決定の後、すべての構成国における国内承認・批准手続きは必要である。

この「簡易改正手続き」の例としては、2011年3月25日の理事会決定（2011/199/EU）がある。これは機能条約第136条を改正し、第3項にユーロ圏構成国がユーロ圏全体の安定のために必要な安定化メカニズムを設立することを認める規定を定めたものである。実際には、ソブリン危機に対応するべく緊急に設置された「欧州金融安定ファシリティ（EFSF）」の後継となる「欧州安定メカニズム（ESM）」は関係国の間で多国間条約を根拠とする国際機関としてEUの制度の外側に設立されたが、この第136条の改正によってEUの機関として位置づけることも可能になっている。

### 実質的な慣行の成立

EU条約の改正ではないが、実質的にEUのしくみに影響を与えた政治的な決定が2014年に行われた。EU条約第17条7項は欧州委員会委員長の選出について、欧州議会の選挙結果を考慮して欧州理事会が特定多数決で決定し、欧州議会に対して提案することを規定

## 略年表

年 月	事 項
2014年5月	欧州議会選挙
14年11月	ユンカーを委員長とする欧州委員会発足
17年3月	ローマ条約60周年記念式典がローマで実施される。

している（本書の第10章203頁以下を参照のこと）。問題はこの規定の「欧州議会の選挙結果を考慮して」をどのように解釈するかであった。

2014年5月の欧州議会選挙に向けて、欧州議会内の政治グループは、早い時期から自分のグループ内で次期欧州委員会委員長となるべき候補者を決定していた。そして欧州議会選挙で最大勢力となった政治グループが推す候補者が自動的に次期欧州委員会委員長となるべきであるとしていた。

構成国の首脳から構成される欧州理事会では、自らの決定裁量権を縮小することになる次期欧州委員会委員長の決定方式に多くの首脳が慎重な姿勢を保っていた。リスボン条約以前の決定方式では欧州理事会の政治的駆け引きによって欧州委員会委員長が決定されてきたという経験とは大きく異なる決定方式であり、欧州議会により大きな政治的影響力を認めることでもあった。

しかし、理事会が単独で候補者を決定しても、欧州議会に承認されない限りは委員長に就任できないし、民主的なEU全体の議会選挙によって民主的に選出された候補者を無視することもできず、EU条約第17条7項の解釈は欧州議会が主張したように認められた。2014年5月の欧州議会選挙で最大のグループとなったのは中道保守系の人民党グループ（EPP）であり、その欧州委員会委員長候補者であった元ルクセンブルク首相のユンカーが欧州理事会でもそのまま次期委員長候補者として認められ、欧州委員会委員長に就任したのであった。

### EU 専門機関（エージェンシー）の発展

2015年に多数の難民がEUをめざしたことは難民危機を引き起こし、EU構成国の多くで政治的な議論の対象となった。EUは2005年に欧州対外国境管理協力機関（FRONTEX）を専門機関として設置し、構成国の対外国境管理を支援してきた。しかし、小規模な機関であり、難民危機にあたっては十分な活動ができないことから、2016年10月に新たな欧州国境沿岸警備機関として再発足した。俗称はFRONTEX（フロンテックス）が引き継がれている。EUレベルの支援、調整機関とEU構成国の国境管理組織が協力し、難民の流入が集中する一部のEU構成国の支援をより実効的に行おうとするものである。

今日では FRONTEX のような EU 条約に基づいて新たに設置された EU の専門機関は多数存在しており，EU における専門的，技術的な政策の執行，調整にあたっている。

**【森井裕一】**

**◆参考文献**

庄司克宏，2016年『欧州の危機——Brexit ショック』東洋経済新報社。  
中村民雄，2015年『EU とは何か——国家ではない未来の形』信山社。